

ID: 453

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の建蔽率の最高限度許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第6条第3項第2号		
例 規 番 号	平成14年条例第27号		
【根拠条文】 (建築物の建蔽率の最高限度) 第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2ア項の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ(ア)項に掲げる数値を超えてはならない。 2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、別表第2エ(イ)項に定めるものの内にある建築物にあつては、同表エ(ア)項に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、同表エ(ア)項に掲げる数値とする。 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日